

島根県報

第一、四八六号
平成十五年七月十一日
(金曜日)

目 次

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則

(会 計 課) 一

告 示

島根県立島根女子短期大学の学則の一部改正の届出

(総 務 課) 一

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更

(市 町 村 課) 三

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

(障 害 者 福 祉 課) 四

土地改良区の役員の就任及び退任

(農 村 整 備 課) 四

土地改良事業変更計画書の縦覧(三件)

() 五

県営土地改良事業計画の変更(二件)

() 五

保安林の指定

(森 林 整 備 課) 六

公 安 告 示

交通誘導警備二級検定の実施

() 六

正 誤

平成十四年九月十三日付け島根県報号外第九六号中

(薬 事 衛 生 課) 八

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則(島根県規則第八〇号)

一 規則の概要

- 資金前渡をすることのできる経費を追加することとした。(第四十八条関係)
- 遅延賠償金に係る算定割合を改正することとした。(第七十一条関係)

二 施行期日

平成十五年八月一日から施行することとした。

規

則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 電気料金、後納郵便料その他これに類する経費(第三十九条の二の規定による支払をするものを除く。)

第七十一条第一項中「年八・二五パーセント」を「年三・六パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県会計規則第七十一条の規定は、平成十五年八月一日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

告

示

島根県告示第六百二二号

島根県立短期大学条例施行規則(平成五年島根県規則第二十一号)第十五条第一項の規定により島根県立島根女子短期大学学則が改正され、島根県立島根女子短期大学長から届

出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立島根女子短期大学学則の一部を次のように改正する。

第三十一の表中

英文専攻	十以上	四	三十六	十以上	六十四以上
英文専攻	十以上	二以上	三十三	十三以上	六十四以上

別表の一の(一)の表中

プレゼンテーションの技法	二
--------------	---

プレゼンテーションの技法	二
食の文化経済史	二

に、

地域福祉	二
------	---

を

地域福祉	二
地域探検学	二

に、別表の一の(二)の(ロ)の表中

フランス語B I	一
フランス語B II	一

を

フランス語B I	一
フランス語B II	一

に、別表の一の(一)の

(ロ)の表中

消費科学	二
------	---

マーケティング論

に、

社会調査法

を

社会調査法

に、別表の一の(三)の(イ)の表中

テキストリアルアドバイザー実習

を

コミュニケーション学概説	二
日本語概説	二
日本語史	二
日本語法	二

を

コミュニケーション学概説	二
日本語学概説	二
日本語史	二
日本語法	二

に、

郷土文学特別講義	二
----------	---

を

郷土文学特別講義	二
日本叙情歌の鑑賞	二

に、

英米文学購読B I	二
英米文学購読B II	二
英米文学購読C I	二
英米文学購読C II	二

を

英米文学購読B I	二
英米文学購読B II	二
英米文学購読C I	二
英米文学購読C II	二

に、別表の一の(三)の(ロ)の

表中

郷土文学演習	英語学入門	英語学入門	時事英語Ⅱ	時事英語Ⅰ	時事英語演習Ⅱ	時事英語演習Ⅰ	英米文学購読CⅡ	英米文学購読CⅠ	英米文学購読BⅡ	英米文学購読BⅠ	英米文学購読AⅡ	英米文学購読AⅠ	基礎ゼミナール	英米文学購読CⅡ	英米文学購読CⅠ	英米文学購読BⅡ	英米文学購読BⅠ	英米文学購読AⅡ	英米文学購読AⅠ	英米文学購読AⅠ	英米文学購読AⅡ	英米文学購読BⅠ	英米文学購読BⅡ	英米文学購読CⅠ	英米文学購読CⅡ	
		二					八				一	八														
一	二		二	二	一	一	二	二	二	二	二	二		二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
を	に、	を	に、	を	を	を	に、				を	を														

島根県告示第六百三十三号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、海士町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

郷土文学演習	日本叙情歌の鑑賞	インターネット活用法	コンピュータ活用法Ⅰ	コンピュータ活用法Ⅱ	日本語概説	日本語概説
二	二	二	一	一	二	二
に、	を	を	に、	を	を	に改める。

附 則

1 この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目及びその単位数並びに卒業の要件については、この学則の改正後の島根県立島根女子短期大学学則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

新たに土地が生じた場所 隠岐郡海士町大字海士六四三番一地从先から 同大字六四五三番一地从先までの公有水面埋立 地	面積 九六三・三六平方 メートル	編入先の字 大字海士
---	------------------------	---------------

(ただし、右地番は、平成十五年三月七日現在のものである。)

島根県告示第六百四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年島根県規則第十七号)第二条の規定により告示する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
磯和 理貴	呼吸器科	松江赤十字病院	松江市母衣町二〇〇	平成十五年七月一日
河村 秀樹	泌尿器科	松江赤十字病院	松江市母衣町二〇〇	〃
大野 博文	泌尿器科	松江赤十字病院	松江市母衣町二〇〇	〃
末成 和義	循環器科	松江赤十字病院	松江市母衣町二〇〇	〃
土谷 治久	神経内科	医療法人 壽生会 寿生病院	出雲市大津町三六二七―八	〃
荒田 順	形成外科	県立中央病院	出雲市姫原四丁目一―一	〃

塚本 織恵	内科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡西郷町大字城北町三五五	〃
和田 幸弘	泌尿器科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡西郷町大字城北町三五五	〃
領家 幸治	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡西郷町大字城北町三五五	〃
後藤 篤	小児科	公立邑智病院	邑智郡石見町大字中野三八四八―一二	〃
佐藤 仁俊	外科	公立邑智病院	邑智郡石見町大字中野三八四八―一二	〃
田原 寛之	内科	島根医科大学医学部附属病院	出雲市塩治町八九―一	〃
鹿島 由史	内科	島根医科大学医学部附属病院	出雲市塩治町八九―一	〃

島根県告示第六百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡日原町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

監事

水津 光男 鹿足郡日原町大字河村二六番地

村上 和寛 鹿足郡日原町大字相撲ヶ原四八三番地一

二 就任年月日

平成十五年四月一日
三 退任した役員の氏名及び住所
監事

水津 光男 鹿足郡日原町大字河村二六番地
村上 和寛 鹿足郡日原町大字相撲ヶ原四八三番地一

島根県告示第六百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡鹿島町土地改良区	宇出地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	鹿島町役場

島根県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原郡木次町土地改良区	小川上地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	木次町役場

島根県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原郡木次町土地改良区	大川上地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	木次町役場

島根県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、金山地区を受益地域とする区画整理事業（県営土地改良総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関するものは、縦覧期間満了

後十五日以内に申し出らねたい。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

金山地区区画整理事業(県営土地改良総合整備事業) 変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

平田市役所

島根県告示第六百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、金山地区を受益地域とする農道事業(県営土地改良総合整備事業)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関する異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らねたい。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

金山地区農道事業(県営土地改良総合整備事業) 変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

平田市役所

島根県告示第六百一十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年七月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

八束郡鹿島町大字佐陀本郷字堂山二八三三の八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び鹿島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第74号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第11条の2に規定する警備員等の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第4条の規定により告示する。

平成15年7月11日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

1 検定試験の日時・場所及び種別

(1) 平成15年10月23日(木) 午前9時から午後5時まで

報 根 島

<p>(2) 松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター</p> <p>(3) 交通誘導警備 2 級</p> <p>2 定員 定員は55名とし、定員になりしだい受け付けを締め切る。</p> <p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること。</p> <p>エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p> <p>イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受験資格</p> <p>(1) 島根県内に住所を有する者</p> <p>(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に所属している警備員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。</p> <p>ア 警備業法第3条第1号から第6号までのいずれかに該当する者</p> <p>イ 規則第11条第1項の規定により検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して3年を経過しない者</p> <p>5 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成15年 8月25日(月) から平成15年 9月19日(金) までの間</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 検定申請者は住所(検定申請者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署長に検定申請書を提出すること。 なお、郵送による検定申請は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 検定申請書には、次に掲げる書類を添付して正副2部を提出すること。</p>	<p>ア 履歴書及び住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)</p> <p>イ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会(その者の住所地在を管轄する公安委員会以外の公安委員会に限る。)の行う検定を受けようとする者にあっては、当該営業所に属することを陳明する書面</p> <p>ウ 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書</p> <p>エ 法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書</p> <p>オ 法第3条第1号から第6号までに掲げる者及び検定の合格を取り消され、その日から起算して3年を経過しない者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>カ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの2葉</p> <p>6 受験票 受験票は、郵送により交付するので、受験当日必ず持参すること。</p> <p>7 検定の手数料及び手数料の納付方法</p> <p>(1) 検定手数料は、22,000円とする。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に金額に相当する島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。 なお、手数料は、検定申請書を受け付けた後において申請を取消し、又は検定試験を受けなかった場合でも返還しない。</p> <p>(3) 検定当日の受付は、午前8時30分から実施する。</p> <p>8 問い合わせ先 検定申請手続きその他の問い合わせは、最寄りの警察署又は島根県警察本部生活安全企画課(電話0852-26-0110、内線3495)にすること。</p>
--	--

毎週火・金曜日発行

正

誤

平成十四年九月十三日付け島根県報号外第九六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

六	島根県規則第八十七号別表第二の一固定式による飼養施設の基準のうち別表第一第七号に掲げる動物中	帯鋼	間隔 高さ一メートル未満の部分は五十センチメートル以下、高さ一メートル未満の部分は1メートル以下	帯鋼	間隔 高さ一メートル未満の部分は五十センチメートル以下、高さ一メートル以上の部分は1メートル以下

平成十五年七月十一日印刷
平成十五年七月十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江学殿町南松島根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)